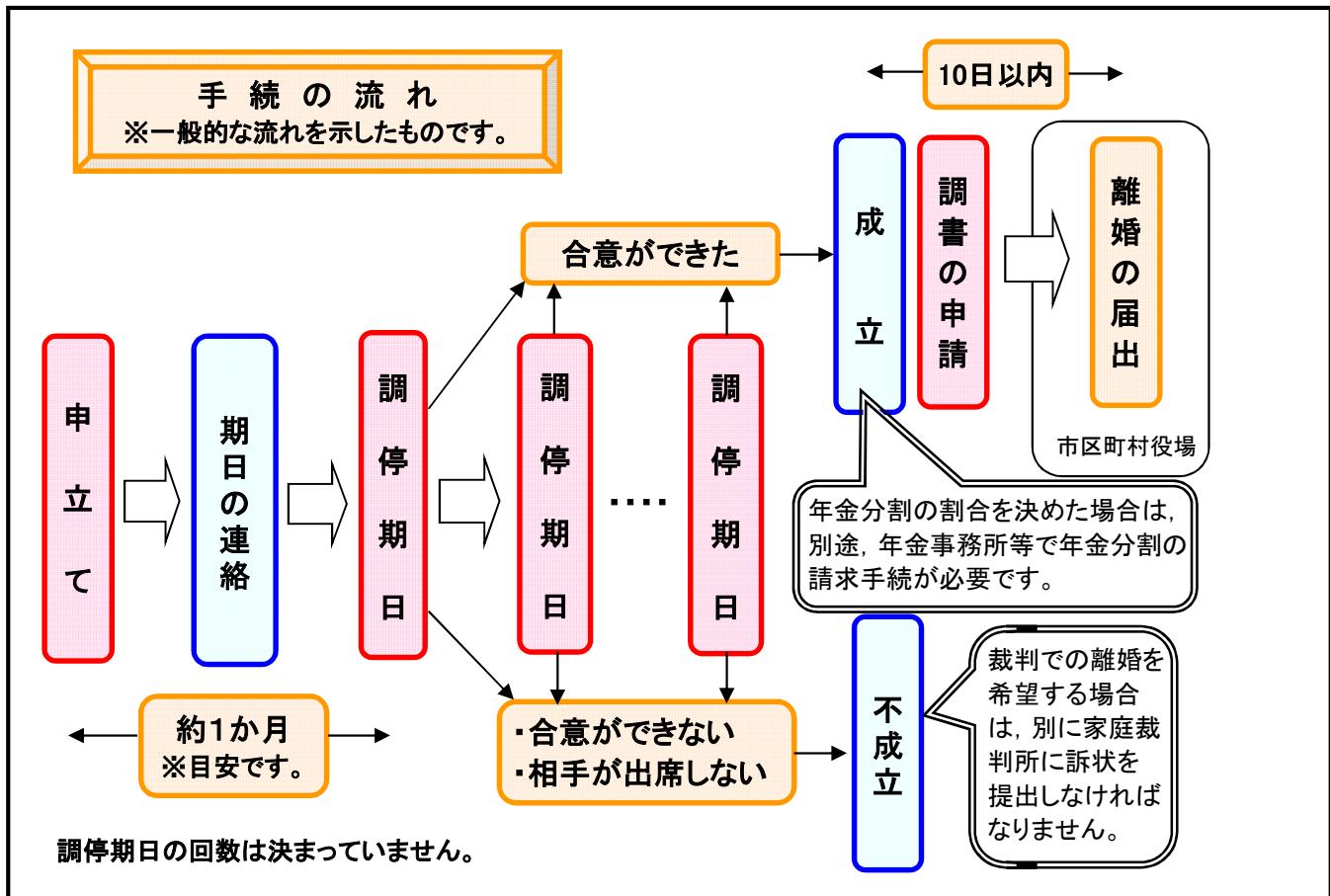


「夫婦関係調整(離婚)」調停とは…

離婚に関する問題について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことです。離婚の裁判をするには、原則としてその前に調停をする必要があります。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙 1,200円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 930円分 【82円8枚、50円3枚、10円10枚、2円10枚、1円4枚】
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書、同コピー、申立付票、連絡先等の届出書、進行連絡メモ 各1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 <input type="checkbox"/> (年金分割割合についての申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書 1通 年金分割のための情報通知書のコピー 2通 ※ そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 離婚した方がよいかどうか判断がつかずに悩んでいるのですが、調停を申し立てた場合、手續はどのように進みますか？

申立書には、離婚を求めるのか、円満調整を求めるのか記入してもらうことになりますが、調停での話し合いの方向は、必ずしも記入した方向に決められるものではありません。離婚を求める場合でも、話し合いを進めてきた結果、もう一度円満にやり直したいという気持ちになれば、円満調整の方向で調停を進めることができます。また、申立人は、調停での話し合いの結果、調停を続ける必要がなくなったときは、申立てを取り下げる 수도できます。

Q2 離婚については合意しているのですが、親権者や養育費についてまとまりません。その解決のために、この調停を申し立てることができますか？

申立てができます。親権者や養育費などの条件についても、夫婦間の離婚の調停の中で話し合うことができます。

Q3 相手が行方不明のときは、どうしたらよいのですか？

どうしても相手の所在が分からぬときは、調停を進めることができないので、離婚の裁判を提起することが考えられます。

Q4 調停期日では、相手と顔を合わせることがありますか？

調停では、あなたと相手に別々の待合室でお待ちいただいた上で、交互に調停室に入つてもらって話し合いを進めていくことが一般的であり、相手と面と向かって話し合いをするわけではありません。ただし、最終的に合意した内容を確認するときなどには、同席することができます。また、相手からのDV（暴力）があるなど、裁判所に特別の配慮をしてもらいたいときには、遠慮なくその旨を申し出てください。

Q5 相手が調停に出席しなかったり、出席しても離婚に応じないときは、どうなるのですか？

調停は、双方が裁判所に出席して、お互いに譲り合うところは譲り合って、自主的な解決を図る制度なので、相手の協力が必要です。調停委員会は、相手に出席するよう働きかけを行ったり、譲り合うよう努めますが、それでも出席しない場合やどうしても双方の合意ができない場合には、調停は不成立として終了することになります。それでも離婚を求めたいときには、離婚の裁判を提起する必要があります。

名古屋家庭裁判所（本庁）に申立てをする場合の申立書等の提出（送付）先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)